

発議第8号

高山市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例について

高山市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例を地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定に基づき提出する。

平成23年9月13日提出

提出者 高山市議会議員 水 門 義 昭

賛成者 高山市議会議員 中 田 清 介
木 本 新 一
倉 田 博 之
中 箴 博 之
岩 垣 和 彦

提案理由

地方自治法の改正に伴い改正しようとする。

高山市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例

高山市議会の議決すべき事件を定める条例（平成22年高山市条例第28号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(議決すべき事件)</p> <p>第2条 議会の議決すべき事件は、<u>基本計画（法第2条第4項に規定する基本構想に基づき市政の基本的な事項について作成する計画をいう。）</u>の策定、変更又は廃止とする。</p>	<p>(議決すべき事件)</p> <p>第2条 議会の議決すべき事件は、<u>高山市総合計画における基本構想及び基本計画の策定、変更又は廃止とする。</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。